

家庭基礎 臨時休校中課題①解答 自分の考え等を問う部分は空欄にしております

※今後、授業をスムーズに進めるために自分の解答を確認し、不足分は赤で書き足しておいてください。

みなさんは高校へ入学し、新たなスタートを踏み出しました。これからの人生を充実したものにするため、自分自身を見つめるとともに、人は一生のうちでどう変化していくのかを理解し、高校時代、そして、それ以降どう過ごしたらよいのか考えてみよう！

♥印は自分で考え★印は教科書の指定のページを見てうめてください（2時間分の課題）

🌀1.今までの自分を振り返ってみよう

	乳幼児期 (小学生になる前)	児童期 (小学生のころ)	青年期 (中学生のころ)
どんな性格だったか？			
当時の1番のエピソード			
好きだった遊びは？			
将来の夢は？			

🌀2.あなたは今、自分のことを子どもだと思うか、おとなだと思うか考えてみよう

子ども or おとな	理由

★3. 確認しよう（教科書p9参照）

○私たちは、今、子どもからおとなへの過渡期である青年期を生きている。一人ひとりの発達には
 (① **個人差**)があるが、ある程度共通する発達過程があり、乳児期、幼児期、児童期、
 (② **青年**)期、
 壮年期、(③ **高齢期**)期などがあり、これらを(④ **ライフステージ**)という。

〈ライフステージと発達課題〉

乳児期 (0～1 歳)	幼児期 (1～6 歳)	児童期 (6～12 歳)	青年期 (12 歳～20 代)	壮年期 (30 代～64 歳)	高齢期 (65 歳～)
養育者との応答を通して(⑤ 信頼感)を育む。外界と交流し始める。	(⑥ 自我)が芽生え、想像力が豊かになり、様々なことへの関心が深まる。 (⑦ 遊び)で心身が発達。	自然や社会への視野を広げる。仲間と積極的に関わる。	(⑧ アイデンティティ)を形成し自己の価値観を育む。将来の自立とかわらせた基礎力を養う。	職業に就き、家庭を築いたり、子どもを育てたりする。社会の中心的役割を担う。	次世代に様々なことを伝え、趣味や社会活動を通じて社会とかわる。

★4.自立度チェックをしてみよう！！

自分がどのくらい自立できているかチェックしてみよう。「いつも」は3点、「だいたい」は2点、「たまに」は1点、「しない」は0点と数え、合計点を出そう。

質問	得点
1. 朝起こされなくて起きることができる	
2. 自分のベッドや布団の始末をする	
3. 自分の部屋の掃除をする	
4.自分の洗濯は自分です	
5. 何を着ていくか自分で考える	
6. アイロンがけを自分です。	
7. 靴や服など自分で片付ける	
8. 一人の時、自分で料理する	
9. 服を自分で買う	
10. 家族の食事をつくる	
11. 家族の食事の片付けをする	
12. ごみを分別して捨てる	
13. 自分の部屋以外の掃除もする	
14. 家族の買い物をする	
15. あいさつをする	
16. 親にいろいろ言われてもカッとしない	
17. 買ったものがわかっている	
18. 親や祖父母に小遣いをねだらない	
19. 嫌なことを率先してやる	
20. まわりに流されず、自分の考えを通す	

合計点	【結果を見て感じたこと・改善していきたいこと】
点	

★5.確認しよう（教科書p11 参照）

・自立の要素

- ① **経済的自立**)・・・収入を得てそれを自己管理して生活できること。
- ② **生活的自立**)・・・衣・食・住に関する身の回りのことを自分でできること。
- ③ **精神的自立**)・・・日常にある問題に対して自分で判断し、意志決定する。
- ④ **性的自立**)・・・自分や他人の性に責任ある行動をする。
- ⑤ **社会的自立**)・・・社会にかかわり、責任を持って自分の意見を反映し、合意を形成する。

6. 性的自立について考えよう

A) もし友だちに次のように言われたらどう思う？何と返事をするか書いてみよう。

「看護師になりたいけど、友だちに「女の仕事だよ」と言われ、どうしようかと思っている。」男性の声

「今は女性と付き合いたいと思っていないのに、周りからガールフレンドの一人もないなんてと言われプレッシャーを感じているの。」男性の声

B) 自分の身の回りのことで考えてみよう！

○「男だから、、、」「女だから、、、」「男のくせに、、、」「女のくせに、、、」と言われたことはあるか、「ある」「ない」いずれかを答え、「ある」場合は何と言われたか書いてみよう。

《ある or ない》

C) 日常生活の中で、性別の違いによって不公平・不平等だと感じたことはあるか、「ある」「ない」いずれかに○をつけてみよう。また、「ある」と答えた人はどんなことで感じたかを書いてみよう。

《ある or ない》

D) それぞれの性別に多いとされる職業を考えてみよう

男性	女性

★7.確認しよう（教科書p12 参照）

○青年期にある私たちにとって、思春期の第二次性徴にともなう身体の変化や自分自身の性や他者の性とかかわり方で悩むことは多い。自分らしい性のあり方

(① **性的アイデンティティ**)を考えることも自己を理解する上で大切である。⇒「身体の性」、「性自認」、「性表現」、「性指向」によって成り立つ。

○「社会的・文化的に形成された性のありよう」のことを(② **ジェンダー**)という。世界では①にとらわれず、自分の可能性を最大限伸ばそうという(③ **ジェンダー平等**)の取り組みが始まっている。

◎まとめレポート

このプリントの内容に関して、あなたが考えたことをまとめてみよう。(自分の体験やニュースなども含めて述べられるとよい)

***** 家庭科アンケート *****

家庭科は、衣・食・住をはじめ生活に直結する授業です。中学校で得た知識をさらに深めて、今回触れた5つの自立に向けて、これから楽しく学んでいきましょう！！
少し、皆さんのことを知りたいので、アンケートにお答えください。

1. 中学校の家庭科では何を作ったり、学びましたか

〈食生活〉	〈衣生活〉
〈住生活〉	〈その他〉

2. 食品アレルギーはありますか？ 〈ある・ない〉 ※嫌いな食べ物ではありません

〈ある方は食品名を〉

3. 簡単に自己紹介をしてください〈特技・家庭科の好きな分野・趣味など〉

--

ます

🌀印は自分で考え★印は教科書または生活学 Navi の指定のページを見てうめてください(2時間分相当)4枚の左上をホチキス止めして提出

★1. さまざまな家族形態(生活学 Navi p6)

- 【① 核家族】・・・夫婦あるいはその一方と、未婚の子どもからなる世帯
- ・(② ディンクス)・・・共働きで子どものいない夫婦(DINKS)
 - ・(③ デュークス)・・・共働きで子どものいる夫婦(DEWKS)
 - ・(④ オンデマンド婚)・・・別々に生活をしており、相手を必要とするときに会う共働きの夫婦
 - ・(⑤ ステップファミリー)・・・前の配偶者を連れて再婚し、誕生した家族
 - ・シングルマザー/ファザー
 - ・夫婦の一方が専業主婦
- 【⑥ 拡大家族】・・・祖父母などの核家族以外の親族が加わった世帯

2. グラフを読み取ろう

★①教科書p17のグラフ4からどんなことが言えますか?

- ・単独世帯が増加(50年で倍増、)
- ・DINKSの増加
- ・拡大家族の減少(50年で3分の1に減少)
- ・2010年で一番多いのは単独世帯 など。

★②なぜ①のように世帯が変化したのか、その背景を挙げてみよう

- ・産業構造の変化(第一次産業の減少・第2、3次産業の増加)⇒人口が都市部へ集中⇒核家族化
- ・サービス化・家事労働の減少⇒単独世帯の増加

↑

教科書に書いてあるのはここまでですが、これ以外にも考えられそうですね。(高齢化、少子化、結婚願望が低くなった、などなど)

3.確認しよう(教科書p16~18)

★家族は、結婚や血縁などによってつながりのある人びとやその集団と考えられることが多いが、家族とみなす範囲は、(① 個人)によって異なる。(② 家族(home))は生活の場を指すことも多い。生活の単位を明確にする場合には、(③ 世帯)が用いられ、「住居と生計を共にする人々の集まり」または、「一戸を構えて住んでいる単身者」などをいう。

★家族の中で生まれ、育てられる家族を(④ 出生家族)といい、結婚することによって自分自身がついていく家族を(⑤ 創設家族)という。

- ★近年の日本の結婚の特徴は（⑥ **晩婚化** ）が著しいことである。
- ★北欧や西欧諸国では同棲が増加し、（⑦ **婚外子** ）の出生割合が増えてきたが、日本では婚姻届けを出す法律上の結婚（⑧ **法律婚** ）をする人が多い。
- ★法律上の手続きはしていないが事実上夫婦として生活する関係を（⑨ **事実婚** ）と呼んでいる。日本でも、現在認められていない（⑩ **夫婦別姓** ）を貫くために事実婚を選択する夫婦がいる
- ★現在、出生数は減っているが合計特殊出生率は上がっている。なぜこのようなことは起こるのか、その要因をあげてみよう。（science eye 参照）

15～49歳の女性人口が前年に比べて少なくなっているから

★変わる結婚（生活学 Navi p4、p5をみながら書き入れ、考えよう

- ★2018年の平均初婚年齢は何歳ですか？ 女性（ **29.4** ）歳、男性（ **31.1** ）歳
- ★なぜ晩婚化になっているのか、理由は何だと思えますか？いくつか挙げてみよう。

- ★p5の③結婚における国際比較の資料から、あなたの気づいたこと、わかったことを書こう。

4. 確認しよう。婚姻・夫婦・親子に関する法律

- ★民法に規定されている結婚と離婚に関する条文（教科書p22の②）

第731	男は、(① 18)歳に、女は、(② 16)にならなければ、婚姻することができない。
第737	未成年の子が婚姻をするには、父母の(③ 少なくとも一方の同意)を得なければいけない。
第739	婚姻は、戸籍法の定めるところにより、届け出ることによって、その効力を生ずる。
第750	夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、(④ 夫)又は(⑤ 妻)の氏を称する。
第752	夫婦は同居し、互いに協力し、(⑥ 扶助)しなければならない。
第763	夫婦は、その協議で、(⑦ 離婚)をすることができる。

- ★民法に規定されている親子関係の条文（教科書p23の③）

第820	未成年で未婚の子は、原則として父母の(⑧ 親権)に服する
第819	父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を(⑨ 親権者)と定めなければならない。

★民法に規定されている扶養に関する条文（p23の4）

第877	親子・その他の（⑩ 直系血族 ）、兄弟姉妹は相互に扶養の義務を負う
第877	特別な事情がある場合は、（⑪ 三親等 ）内の親族が家庭裁判所の審判によって扶養義務を負う。

★三親等内の親族とは？（p23の5）

- 問題
- ①自分の親は何親等？（ **1** ）親等
 - ②自分の兄弟は？（ **2** ）親等
 - ③自分の子は？（ **1** ）親等
 - ④自分の祖父母は？（ **2** ）親等
 - ⑤自分のおじ・おばは？（ **3** ）親等
 - ⑥自分のおい・めいは？（ **3** ）親等
 - ⑦曾祖父母・曾孫は？（ **3** ）親等

★民法に規定されている扶養に関する条文（p23の6）

○相続分は（⑫ **遺言** ）がないときは次の規定に従う(900条)

	相続人	法定相続分
〈第1順位〉	配偶者と子	配偶者は（⑬ 1/2 ）、子は（⑭ 1/2 ）
〈第2順位〉	配偶者と直系尊属(父母・祖父母)	配偶者は2/3、直系尊属は1/3
〈第3順位〉	配偶者と兄弟姉妹	配偶者は3/4、兄弟姉妹は1/4

★旧民法と現行民法の比較（p24の1）

	旧民法【1898年制定】	現行民法【1947年改正】
家	・「（ 家 ）」制度があり、（ 家父長 ）（戸主）に大きな権限	・夫婦の（ 権利 ）と（ 義務 ）は同等
婚姻	・（ 戸主 ）の同意が必要 ・妻は（ 夫 ）の家に入る	・成人は（ 両性の合意 ）のみで結婚できる ・（ 夫 ）、（ 妻 ）どちらの姓を称してもよい
夫婦	・夫は（ 妻 ）の財産を管理する ・婚姻費用は（ 夫 ）が負担	・（ 夫婦別 ）財産制 ・婚姻費用は（ 夫婦 ）が負担
子	・子は（ 父 ）の親権に服する	・子は（ 父母 ）の親権に服する ・離婚後はどちらか一方が親権者
相続	・遺産は跡取りだけが相続（ 単独 相続）	・遺産は配偶者が（ 1/2 ）、子が（ 1/2 ）を等分に相続（ 分割 相続）

🍷考えてみよう！

親が亡くなり3000万円の遺産があった場合、旧民法のもとと現行民法のもとでは、妻・長男・次男・長女の遺産の法定相続分はそれぞれいくらになるか？

	旧民法	現行民法
妻	0 円	1500万 円
長男	3000万 円	500万 円
次男	0 円	500万 円
長女	0 円	500万 円

○これまで結婚できる年齢は「男が18歳、女が16歳」でしたが、民法731条改正により2022年4月より、「男女ともに婚姻年齢18歳以上」になりました。どう思いますか？

自分の考え 賛成 or 反対

○「結婚したらどちらかが姓(苗字)を変えなければいけない」(夫婦同姓) ことについては？

自分の考え 賛成 or 反対

このような民法は改正の動きが強く、実際に働きかけている。

⇒2016年6月の改正民法により、女性の再婚禁止期間が前婚の解消、取り消し日から起算して6ヶ月から100日に短縮された。

🍷◎まとめレポート

ここまでのプリントの内容に関して、あなたが考えたことをまとめてみよう。(自分の体験やニュースなども含めて述べられるとよい)

1年 組 番 氏名 _____

家庭基礎 臨時休校中課題③全2枚**解答** 自分の考え等を問う部分は空欄にしてあります

☞印は自分で考え★印は教科書または生活学 Navi の指定のページを見てうめてください。
両面印刷または2枚の左上をホチキス止めして提出。

♥1. 職業労働と家事労働の違いを考えよう

★2. 確認しよう（教科書p27）

日本では、高度経済成長期（1950年代後半～）以降 「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という（① **性別役割分業** ）が根強かった。

しかし、国際社会では男女平等の考えが強まり、（② **女子差別撤廃条約** ）が国連で採択された。

日本でも1986年に（③ **男女雇用機会均等法** ）が施行された。改正を経て、女性の時間外、休日、深夜労働の規制、禁止が廃止され、男性に対する差別も禁止された。現在は、男女共に家事・育児を担い、家庭や地域や社会においても性別に関わりなくその個性と能力を発揮する

（④ **男女共同参画社会** ）が目指されている。

☞★教科書 p26¹のグラフを見て、どんなことがわかるか書いてみよう。

- ・2015年、30代女性の労働力率は下がっている（1975年は20代女性）＝M字型就労
 - ・男性はどの時代、年齢でも変化はない＝逆U字型就労

☞★教科書 p26²のグラフを見て他の国との違いやグラフの形など書いてみよう！！

- ・スウェーデン、フランス、アメリカ、ドイツは逆U型就労
 - ・日本、韓国はM字型就労

☞★教科書 p27⁶見て、どんなことがわかるか書いてみよう。

- ・日本、韓国は女性が管理職についていない

⇒（⑤ **ジェンダーギャップ指数** ）も低い。日本は145カ国中、（⑥ **101位**）である

★（教科書p25）

- ・仕事に家庭、地域の人々の関わりや、趣味や休息の時間、すべてのバランスをとることを（⑦ **ワークライフ・バランス** ） といい実現が求められている。

3. 家事労働について考えてみよう

★家事労働にはどんなものがあるかな。また外部化（社会化）されている家事（買ったたり、サービスとしてあるもの）にはどんなものがあるかな。（すみません！こは★ではなく🌀マークを付けるべきでした。迷ってしまった人ごめんなさい）

	家事労働の種類	外部（社会）化されているもの（機械化も含めました）
食 に 関 する こ と	<ul style="list-style-type: none"> ・食材を買いに行く ・調理 ・片付け など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットスーパー ・外食、中食（弁当・惣菜）、冷凍食品 ・食洗機 家事代行サービス など
衣 に 関 する こ と	<ul style="list-style-type: none"> ・仕立てる ・洗う ・選ぶ など 	<ul style="list-style-type: none"> ・既製服 ・クリーニング、コインランドリー、洗濯機 ・パーソナルスタイリストサービス
住 に 関 する こ と	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除 ・修繕 など 	家事代行サービス・自動掃除機 専門業者
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・育児 ・介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園 ・高齢者施設

◎ディベートをするとして、考えてみよう

〈現状〉

- ・多くの家事は外部（社会）化されている
- ・職業を持つ女性は増加傾向にある。
- ・男性の中には家事をする時間、技術、意識が少ない人もまだいる

↓ならば・・・↓

(仮題) すべての家事を外部（社会）化してしまえ！

〈あなたの意見〉 賛成・反対

〈その理由〉

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

🌀まとめレポート ここまでのプリントの内容に関して、あなたが考えたことをまとめてみよう。（自分の体験やニュースなども含めて述べられるとよい）裏に5行以上書こう。

◎この休校期間を利用して積極的に家事に取り組もう。自立に向けて力をつけるいい機会です！

家庭基礎 臨時休校中課題④全2枚**解答** **自分の考え等を問う部分は空欄にしてあります**

◆印は自分で考え★印は教科書または生活学 Navi の指定のページを見てうめてください。

☆は授業で行いますので空欄でよい。両面印刷または2枚の左上をホチキス止めで提出。

◆1. 赤ちゃんのからだクイズ！（ ）の中に○×で答えてみよう！

- 1) 出生時、赤ちゃんの頭蓋骨にはすき間がある。(○)
- 2) 乳児期の睡眠時間はこま切れである(○)
- 3) 新生児の体温は大人の体温より低い。(×)
- 4) 出生時、頭位より胸囲のほうが大きい(×)
- 5) 生まれて1～2日までの間に、赤ちゃんは黒っぽい色のうんちをする。(○) **胎便**
- 6) 生まれてから、赤ちゃんは日に日に大きくなる。(×) 生理的体重減少があるため
- 7) 1歳になって体重を測ったら生まれた時の3倍も増えていた。これは太りすぎだ(×)
- 8) 生まれたばかりの赤ちゃんはじっとして動かない(×) 原始反射がある

★2. 体と心の発達をたどろう。(教科書p30)

- ①頭蓋・・・すき間がある：前頭部：(**大泉門**) 後頭部：(**小泉門**)
※出生時せまい(**産道**)を通るときに頭が細くなるように。
※出生後の(**脳**)の発育を妨げないように。

- ②体重・・・出生時：約(**3000**)g⇒生後3か月：約(**2**)倍
生後1年：出生時の約(**3**)倍

- ③身長・・・約(**50**)cm⇒生後1年：出生時の約(**1.5**)倍
生後4年後の身長：約(**2**)倍

- ④体温・・・(**37**)℃前後で大人より高め(様々な機能が活発に動くため)

⑤☆原始反射の種類

- ・(**吸てつ反射**)・・・口元に何かものを近づけると吸うような動きを見せる
- ・(**把握反射**)・・・手の上に何かものをのせると握りしめる
- ・(**モロー反射**)・・・大きな音などに反応して、手足を大きく広げる

★3. 資料集p23を見て記入し、人形がまわってきたら確認しよう

頭	(胸囲)より(頭囲)の方が大きい	体型	四頭身
腕	W字型に曲げている	手	軽く握っている
足	M字型に曲げている		

☆新生児(人形)を抱いてみよう！感じたことは？抱くときに気を付けることは？

授業でやりたかったのですが、感染症対策のため今回はできないかもしれません。

◆★4. 次の運動がどのような順序でできるようになるか順番に並べてみよう

- ① 首がすわる・②両足を揃えて飛ぶ・③伝い歩き・④寝返り・⑤はいはい
- ⑥つかまり立ち・⑦一人で歩く・⑧走る・⑨お座り》

◆予想

① 首がすわる⇒ () ⇒ () ⇒ ()) ⇒ () ⇒ () ⇒ () ⇒ ()

★正解 (教科書p32、33参照)

①首がすわる⇒ (④) ⇒ (⑨) ⇒ (⑤) ⇒ (⑥) ⇒ (③) ⇒ (⑦) ⇒ (⑧) ⇒ (②)

※運動機能は頭部から(下部)、中心部から末端部、大きい動きから、細かい動きができるようになるが、個人差がある。

★5. 言葉の発達についてまとめよう (教科書p31)

時期	例)	
2か月ごろまで	「アー」「エー」など	クーイング
3か月ごろから	「ブー」など	喃語
6か月ごろから	「マンマン」など	反復喃語
1歳から1歳半ごろ	「マンマ」など	一語文
1歳半から2歳ごろ	「イチゴ、タベル」	二語文
3歳ごろ		多語文
4歳ごろ		日常会話

※幼児の思考は(自分)を中心に物事をとらえる、すべてのものが生きていると考える(アニミズム)などの特徴をもつ。

◆アニミズムがあらわれている子どもの言葉の例を挙げてみよう(自分の経験でもよい)

◆まとめレポート ここまでのプリントの内容に関して、あなたが考えたことをまとめてみよう。(自分の体験やニュースなども含めて述べられるとよい)裏に5行以上書こう。

ります

☞印は自分で考え★印は教科書または生活学 Navi の指定のページを見てうめてくだ

さい。☆は授業で扱うので空欄でもよい。両面印刷または2枚の左上をホチキス止めして提出

★生活習慣についてまとめよう！（教科書p34）

基本的な生活習慣

- 食事
- 排泄
- 衣服の着脱
- 睡眠
- 清潔

社会的な生活習慣

- 安全
- ルール、マナー
- 対人関係など

《生活習慣を身に付けさせるポイント》

- 自分で「 やりたい 」という気持ちを大切にす
- 身につくまで（ 繰り返し ）取り組めるように支援す
- しかるよりなるべく（ ほめて ）、励ます。
- うまくできたときは一緒に（ 喜び ）。

☆遊びの種類p36

種類	遊びの例	遊びに関連する行動	発達する側面
身体の機能遊び	手足を動かす、這う、立つ、歩く	手足・全体を動かす	感覚機能・運動機能
感覚遊び	ガラガラ、モビール	見る・聞く・触る・なめる	感覚機能・運動機能
交流遊び	いないいないばあ	見る・聞く・想像する・考える	感性・想像力・言語能力
見立て・つもり遊び	砂をプリンに見立てる	身の生活まねる・想像する	模倣力・生活の理解
ごっこ遊び	お店屋さんごっこ	自分で考え工夫する	想像力・構成力
ルール遊び	すごろく、トランプ	ルールを守りながら競い合う	競争心、協調性、判断力

（ 児童文化財 ）とは玩具、絵本、紙芝居、音楽、テレビ番組、映画など子どもの生活を楽しく豊かにするものをいう。

♪あなたの思い出に残る児童文化財は？_____

家庭基礎 臨時休校中課題⑥全2枚**解答** 自分の考え等を問う部分は空欄にしてあります

◆印は自分で考え★印は教科書または生活学 Navi の指定のページを見てうめてください。
両面印刷または2枚の左上をホチキス止めして提出

◆教科書p38 コラム「3歳児神話」「母性神話」を読んで、自分の考えたことをまとめよう。

★p44 子どもの権利に関する理念は、1947年に制定された(① **児童福祉法**)ですべての子どもが「生活を(② **保障**)され、愛護されなければならない」とされ、その理念はさらに(③ **児童憲章**)で以下のように記されている。



児童は、(④ **人**)として尊ばれる。
児童は、(⑤ **社会**)の一員として重んぜられる。
児童は、よい(⑥ **環境**)の中で育てられる。

1989年(⑦ **子どもの権利**)条約(日本批准1994年)

◆p44の子どもの権利条約を読んで、考えたことをまとめよう。

★現実には、子どもの権利は十分に保障されていない。世界には、戦禍に巻き込まれる子どもや児童労働を強いられる子どもが多くいる。日本では、(⑧ **児童虐待**)や(⑨ **子どもの貧困**)が大きな課題として挙げられる。

◆なぜ子どもを愛護しなければいけない親や大人が虐待をしてしまうのかな？

◆A~Fの行為はどの種類の虐待に当たるか、下の表に分類してみよう。(重複可)

身体的虐待	性的虐待	育児放棄(ネグレクト)	心理的虐待
A C	F	C E	B C D E

- A. 子どもの身体に外傷が生じ、または、生じる恐れのある暴行を加えること。
- B. 子どもの前での配偶者間暴力
- C. 食事を与えない、着替えさせない、入浴させない

- D. 子どもの心を傷つける言葉を言う 無視する
- E. 子どもが虐待を受けているのに見て見ぬふりをする
- F. 子どもにわいせつな行為をする

★p 45の6のグラフからわかることを書こう

<ul style="list-style-type: none"> • 虐待の内容は、心理的虐待の割合が多い • 虐待を行ったのは、実母、実父の順に多い • 被虐待児は小学生が多い
--

★虐待を防止するために必要な考え方や取り組み

2000年に(⑩ 児童虐待防止法)が制定され、虐待の禁止、予防、(⑪早期発見)、虐待された子どもの保護、虐待のおそれのある場合の立ち入り調査や親権の制限の強化が図られた。

◎日本の子どもが育つ環境について比較してみよう。あなたは(幼稚園・保育園)?

	幼稚園	保育園	認定子ども園(2006年より)
所轄官庁	文部科学省	厚生労働省	内閣府・文部科学省・厚生労働省
役割	幼児教育(学校教育法)	保育(児童福祉法)	教育と保育 地域の子育て
職員の資格	幼稚園教諭	保育士	0歳~2歳児は保育士、3歳以上は両資格併有が望ましい
1日の時間	標準4時間	原則8時間	0~2歳は原則8時間。3歳以上は4時間・8時間共に可

★その他の児童福祉に関わる施設や団体

(⑫ 児童相談所) p45	満18歳までの子どもに関する相談であれば、本人、家族、学校の先生、地域の人々が相談できる。保護者の病気や離婚などによる家庭での養育困難や、児童虐待児等に対応する
(⑬ フリースクール) p47	学校教育法に拘束されない民間の教育機関。「オルタナティブスクール」と呼ばれることもある。不登校などで学校の代わりとして通う子どももいる。

●.子どもの権利と子どもの育つ環境について考えたことを書こう。

今回の答え合わせは以上です。
最初の授業の時にプリント①~⑥は答え合わせをしたうえで持参してください。

